

保護者の皆様へ

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ

上田市教育委員会
(学校教育課)

上田市では、経済的な理由により学用品費や給食費など、お子さまの就学に必要な費用の負担が困難なご家庭に対して、その費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、就学している学校へお申し出のうえ、申請手続きを行ってください。

申請について

- ・ 4月分から援助を希望する方は、必ず令和7年4月21日(月)までに、就学している学校に申請してください。
- ・ 申請は年度の途中でも受け付けていますが、申請月の翌月分からの支給となります。
- ・ 兄弟等が別々の学校に就学している場合は、それぞれの学校に申請してください。

支給対象者

上田市に住所がある児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方(申請書の提出は不要です)
- (2) 生活保護に準じる程度に困窮している方(次のいずれかに該当する方)

- ・ 生活保護が廃止、又は停止になった世帯(過去1年以内)
- ・ 市民税が非課税の世帯
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている世帯(児童手当・特別児童扶養手当ではありません)
- ・ 職業が不安定で生活が極めて困難である世帯(※)
- ・ 災害・失業等により生計に急激な変化が生じ、生活が困難であると認められる世帯

※ 申請世帯全員の令和6年1月から12月までの収入等の合計額を基に審査します。

- ・ 保護者や同居している世帯員の給与収入や年金収入、農業所得等を含みます。

また、別世帯であっても同居している方(内縁関係を含む)は、同一世帯員として収入額が合計されます。

【留意事項】

年末調整をした給与収入以外に収入がある場合、所得税の確定申告や、市・県民税の申告をしていただく必要があります。必ず確定申告または市・県民税の申告を済ませてから申請をしてください。収入が無い場合は、その旨を申告してください。

申告が済んでいない方は審査ができませんので、ご注意ください。

- 教育委員会で適正な審査を行うために、必要に応じて民生児童委員が申請者の自宅を訪問して家庭状況などをお聞きする場合があります。
- 就学援助の審査は毎年行います。毎年申請手続きをして下さい。
- 上田市外に住んでいる方で、就学援助を希望される方は、住所地の教育委員会までお申し出ください。

申請世帯全員の収入等の合計額の目安

申請世帯 全員の収 入等の合 計額の目 安	家族構成(年齢)	母(40) 子(10)	父(38)・母(40) 子(10)	父(38)・母(40) 子(14)・子(10)	父(38)・母(40) 子(14)・子(10) 祖母(67)
	持家の場合	2 2 5 万円	2 7 8 万円	3 4 1 万円	3 6 6 万円
	借家の場合	3 0 0 万円	3 6 1 万円	4 2 3 万円	4 4 9 万円
※家族構成・人数・年齢等によって異なりますので、基準の目安を超える収入のある方が対象となる場合もあれば、基準の目安を下回っていても対象とならない場合もあります。					

就学援助費年間支給予定金額

(単位：円)

学 年 費 目		小 学 校						中 学 校		
		1	2	3	4	5	6	1	2	3
学用品費		11,630	11,630	11,630	11,630	11,630	11,630	22,730	22,730	22,730
通学用品費		0	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	0	2,270	2,270
校外活動費	泊なし	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	2,310	2,310	2,310
	泊あり	0	0	0	0	3,690	0	6,210	6,210	0
※ 新入学用品費	入学前	0	0	0	0	0	63,000	0	0	0
	入学後	(57,060)	0	0	0	0	0	(63,000)	0	0
修学旅行費		0	0	0	0	0	30,000	0	0	60,000
学校給食費		53,000	53,000	53,000	57,000	57,000	57,000	64,000	64,000	64,000
合 計		66,230 (123,290)	68,500	68,500	72,500	76,190	165,500	95,250 (158,250)	97,520	151,310
通学費		定期代全額（学区外就学・区域外就学者を除く） ・片道の通学距離が小学生4km、中学生6km以上で電車・バス通学者のみ。 ただし、特別支援学級に在籍している児童生徒の通学距離は問いません。								
医療費		学校保健安全法に定められた病気のみ（むし歯、慢性副鼻腔炎など）が対象です。 ※受診の際は事前に学校にご相談ください。対象者には医療券を発行いたします。								

・令和7年度の年間予定額です。認定日により金額は異なります。

・修学旅行費と学校給食費は目安の金額です。

・校外活動費（泊なし・泊あり）は上限金額です。

・年4回（7月・10月・11月・2月）に分けて支払います。

※新入学用品費について、小・中学校入学前（年長または小学校6年生の年度末）に受給された場合、今年度は支給対象外です。

● 不明な点や、申請についてのご相談などがありましたら、学校または学校教育課までお問い合わせください。